

【SA 州への入州】NSW 州からの入州者は、9月24日(木)以降は自己隔離不要

【ポイント】

- 南オーストラリア(SA)州首相は、NSW 州からの入州者は、9月24日(木)以降は14日間の自己隔離を不要とすると発表しました。
- ただし、入州者には最低14日前のオンライン事前登録手続きが求められます(本メール末尾にリンク)。
- 9月23日以前に入州する場合は、これまで通り14日間の自己隔離が求められません。また、現在自己隔離中の方も、14日間の自己隔離を継続する必要があります。

【本文】

1 南オーストラリア(SA)州首相は、9月22日、NSW 州からの入州者は、9月24日(木)以降は14日間の自己隔離を不要とすると発表しました。これは、NSW 州での新規感染者が継続して減少傾向にあることを背景に SA 州政府が行った決定です。

2 ただし、入州者には最低14日前のオンライン事前登録手続きが求められます(本メール末尾にリンク)。

3 9月23日(水)以前に入州する場合は、これまで通り14日間の自己隔離が求められます。これは23日(水)以前の14日間に到着した者には異なる健康リスクが認められるからです。同様の理由により現在自己隔離中の方も、14日間の自己隔離を継続する必要があります。

○SA 州首相 Facebook

(NSW 州からの入州者は、9月24日(木)以降は自己隔離不要)

<https://www.facebook.com/StevenMarshallMP/posts/3243785439074149>

○SA 州政府ホームページ

(NSW 州からの入州者は、9月24日(木)以降は自己隔離不要)

<https://www.covid-19.sa.gov.au/latest-news/covid-19-update-22-september>

(SA 州の州境規制(9月23日現在、今回の規制緩和に関する新情報は未反映))

<https://www.covid-19.sa.gov.au/restrictions-and-responsibilities/travel-restrictions>

(オンライン事前登録手続き)

<https://www.police.sa.gov.au/online-services/cross-border-travel-application>

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>